

## 座間味村大型２種免許取得助成金交付要綱

### (通則)

第１条 座間味村大型２種免許取得助成金（以下助成金という）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成２４年４月１９日府政沖１４９号）及び座間味村沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成２４年６月２２日要綱第１号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第２条 この要綱は新たに村公共バスを運転することのできる大型２種免許の取得を目的に、沖縄県内における自動車教習所に通う際にその交通費、宿泊費、船舶運賃及び免許取得に係る費用の一部を交付することにより、村公共交通の確保、維持を図り、それに伴う雇用の拡大、質の向上を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第３条 助成金交付の対象となる者（以下（助成対象者）という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (１) 座間味村に住民票を有する者であること。
- (２) 公共料金等の滞納者及び美ら島条例等により指導勧告や行政指導を受けていない者
- (３) 年齢が２１歳から４５歳までの者であること。
- (４) 教育訓練給付制度を活用して大型２種免許を取得することの出来る者でないこと。
- (５) その他助成制度を活用した大型２種免許を取得した者でないこと。
- (６) 大型２種免許取得費用を自己負担した者であること。
- (７) 免許取得後、村営バス等の業務に５年以上従事すること。
- (８) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する団体）又は暴力団と関係する者でないこと。

### (助成事業の内容と対象経費)

第４条 助成金の対象となる者は、大型２種免許を取得する事を目的に、沖縄本島内の自動車教習所に通った期間の宿泊費、交通費、船舶運賃を自己負担した者とする。

２ 助成対象経費は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用及び、交通費、宿泊費、船舶運賃とする。

(助成率及び助成金額)

第5条 助成額、助成人数及び助成の上限額は次のとおりとする。

- (1) 助成額は、第4条に定める費用において、教習受講料及びテキスト代等の教習費用においては本人が負担した費用の2/10の額(上限10万円)とし、交通費、宿泊費においては本人が負担した費用の実費相当額(最長20日間分)、船舶運賃においては離島住民コスト低減化事業を活用して購入した船舶運賃の額(美ら島税を除く)とする。
- (2) 交通費、宿泊費においては、座間味村職員の旅費支給条例を準用し、条例に基づく額とする。
- (3) 助成人数は10名を上限とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象は本要綱が施行された日から令和5年2月28日までに申請のあったものとする。

(計画書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成金交付希望者」)は、原則として自動車教習所へ通う15日前までに、次に掲げる必要書類を村長に提出しなければならない。ただし、受付開始月においては、通学開始前日までに申請を行えばよいものとする。

- (1) 大型2種免許取得計画書(様式1号)
- (2) 取得前の運転免許証の写し
- (3) 自動車教習所等の入校を証明する書類(入校申込書等の写し)

(助成金交付申請及び交付決定)

第8条 助成交付希望者は、免許取得後速やかに次に掲げる必要書類を村長に提出し、助成金の請求を行わなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(様式2号)
- (2) 取得報告書(様式第2号の2)
- (3) 同意書(様式第2号の3)
- (4) 取得後の運転免許証の写し
- (5) 自動車教習所等への支払いを証明する書類(自動車教習所等発行の領収書等の写し)
- (6) 交通費、宿泊費、船舶運賃を支払った領収書等

2 村長は、交付申請があったときは、その内容等を審査のうえ、交付の可否を決定し、助成金交付希望者に交付決定通知書を送付する。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の交付決定を受けた者が、助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付取下げ申請書(様式3号)を遅滞なく村長に提出しなければならない。

(助成金の請求及び支給)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、第8条の交付決定通知書の交付を受けた後に、助成金請求書(様式第4号)を村長に提出するものとする。

2 村長は前項の請求書の内容が正当であるときは、これを受け取った日の翌日から起算して30日以内に助成交付請求書に助成金を支給するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 村長は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 村営バス等の業務に5年以上従事しなかった場合。
- (3) この要綱に規定する助成金の交付要件を欠くこととなった場合。
- (4) 不正の手段により助成金の交付決定を受けた場合。
- (5) その他本要綱に反する場合。

2 村長は前項の取り消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する助成金が既に交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 村長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることが出来る。

4 第2項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、村長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 第1項に定めるもののうち、村長の認める場合においてはその限りではない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大型2種免許取得計画書

免許 取得 予定 者	ふりがな		
	氏名	印	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢： 才
	住所		
	連絡先		
	通学予定教習所名		
	通学予定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
	免許取得予定日	令和 年 月 取得予定	

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

座間味村長 殿

申請者住所

氏 名

印

令和4年度 座間味村大型2種免許取得助成金交付申請書

年度において座間味村大型2種免許取得助成事業の助成金を受けたいので、座間味村大型2種免許取得助成金交付要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

座間味村大型2種免許取得助成事業助成金

金 \_\_\_\_\_ 円也

関係書類

- 1 取得報告書（様式第2号の2）
- 2 取得後の運転免許証の写し
- 3 自動車教習所等への支払いを証明する書類（自動車教習所等発行の領収書等の写し）
- 4 交通費、宿泊費、船舶運賃を支払った領収書等
- 5 同意書（様式第2号の3）

様式第2号の2（第8条関係）

取得報告書

免許 取得 者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢： 才
	通学教習所名		
	通学期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
	免許取得日	令和 年 月 日 取得	
	免許取得費用	円	
	取得免許種別		

(様式第2号の3) 同意書

同意書

私は、座間味村大型2種免許取得助成金交付要綱第8条第3号に基づき座間味村役場に採用された日から5年以上の期間、座間味村営バスの運転手等として従事することに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

座間味村長 殿

申請者住所  
氏 名

令和4年度 座間味村大型2種免許取得助成金交付取下げ申請書

令和 年 月 日付け座発第 号において交付決定通知があった座間味村大型2種免許取得助成事業の助成金の交付について、下記のとおり取下げたいので、座間味村大型2種免許取得助成金交付要綱第9条に基づき申請します。

記

取下げの理由

様式第4号（第10条関係）

令和 年 月 日

座間味村長 殿

申請者住所

氏 名

印

令和4年度 座間味村大型2種免許取得助成金請求書

令和 年 月 日付け座発第 号で確定通知があった座間味村大型2種免許取得助成事業について、座間味村大型2種免許取得助成金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり請求します。

記

座間味村大型2種免許取得助成事業助成金

金 \_\_\_\_\_ 円也

金融機関名	銀行	支店
種 別	普通	当座
口座番号		
フリガナ 預金名義人		